

令和7年第6回 須崎市教育委員会議事録

1. 日 時；令和7年5月23日（金）午後1時30分から午後3時31分まで

2. 場 所；須崎市総合保健福祉センター 3階 研修室

3. 出席者等；教育長：竹内 新

委 員：徳久 和宏、尾崎 恵子、岡田 和美、松岡 健夫

事務局：教育次長 西村 浩司

生涯学習課長 福本 博一

子ども・子育て支援課長 市川 ゆかり

学校教育課長 森光 和明

学校教育課推進監 前田 裕史

学校教育課長補佐 岡崎 美紀

教育支援センター長 吉田 晋二

1 開会

2 前回会議事録の承認、署名

各委員に対して、配付議事録（案）を確認後に、署名を依頼する。

3 教育長の報告

定刻になりましたので、これより定例の須崎市教育委員会を開催いたします。

5月15日～20日に第70回の須崎市展が開催されていまして、行ってきました。洋画、日本画、写真、書道など、様々な分野で予想以上に多くの作品が応募されていて驚きました。また、受賞作品はどれも素晴らしい上、複数回受賞した方もいらっしゃって、そういう方々に支えられての70回なのだと、納得できました。

また、明日5月24日（土）には、須崎小学校、上分小中学校で運動会・体育祭が予定されています。予定通り実施できることを願っています。

【小学校給食費補助金交付事業について】

国の重点支援地方交付金によります「小学校給食費補助金交付事業」を行うこととなりましたので、報告をいたします。これは、物価高騰対策による保護者負担軽減を目的として、小学校において、令和7年度に限って、学校給食にかかる保護者負担額について補助金を交付する事業でございます。現在、担当課において詳細を詰めている最中であり、補助金交付要綱の整備など、検討を終え次第、学校・保護者等への説明を行う予定ですので、予め教育委員の皆様に一報いたします。

【AIの活用による英語教育強化事業について】

この教育委員会の会議できちんと報告ができておりませんでした。昨年度、文部科学省の「AIの活用による英語教育強化事業」（英語×AI）という公募に応募しておりました。そうしたところ、年度末になって、採択された旨の連絡がございましたので、「Make” IT” Fun」の柱の一つとして実施していくこととなりました。従来の文法中心の英語でなく、AIを組み込んだアプリが、ネイティブの発音で意味のある会話を生徒た

ちに提供してくれることで、英語教育が一層変わっていくものと考えております。なお、中学校が対象ではありますが、本市の学校は小規模ですので、小学校にも良い波及効果もあるのではないかと期待しております。

【図書館等複合施設の起工式について】

図書館等複合施設の工事が4月に着工しているところですが、先日5月8日に、建設予定地にて起工式（安全祈願祭）が行われましたので、その報告でございます。市長や市議会議長なども参列くださった中、教育委員会からも私と、教育長職務代理者の徳久委員が同席いたしました。式は、厳かな雰囲気の中、滞りなく終えられたものと感じております。

私からの報告は以上でございます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

4 議事

議案第 34 号	須崎市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について	同意
議案第 35 号	須崎市子どもの居場所づくり事業実施要綱の制定について	同意
議案第 36 号	令和 6 年度須崎市教育委員会事務局の自己点検・評価シートの作成について	可決
議案第 37 号	須崎市小中学校統合準備委員会委員の委嘱について	同意
議案第 38 号	須崎市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について	同意
議案第 39 号	須崎市いじめ防止基本方針の一部改訂について	承認
議案第 40 号	須崎市青少年育成センター運営審議会委員の委嘱について	同意
議案第 41 号	須崎市青少年育成センター補導員の委嘱について	同意

【質疑】

<p>議案第 35 号</p> <p>(尾崎委員) 子どもの居場所づくりは浦ノ内小学校だけですか。</p> <p>(市川課長) 地域の要望もあって、まずは浦ノ内小学校で始めようとなっています。</p> <p>(尾崎委員) 体験、交流は、どんなことをするのですか。</p> <p>(市川課長) 子ども教室は、3, 4 時間の時間の制限があるので、その延長として子どもの居場所づくりがあると考えてもらえばと思います。毎日ではありませんが、ワークショップなども行いたいと考えております。</p> <p>(徳久委員) 放課後子ども教室と子どもの居場所づくりの違いは。</p> <p>(市川課長) 放課後子ども教室推進事業は、県が定める実施要綱に基づいて行っている事業で、県から補助を受けており、開所時間等に制限があります。一方、子どもの居場所づくり事業は、市独自で始めようとしている事業です。学習の見守り、地域の方々との交流、ワークショップなども考えています。</p>
--

(松岡委員) 子どもの居場所づくりの利用時期は、春休み、夏休み等の平日の利用等ですか。利用時間は。

(市川課長) 朝は、放課後子ども教室と重複する時間帯がありますので、終わりは夕方6時までと考えております。

(松岡委員) 放課後子ども教室は、平日の学校終業後からの利用ですか。夏休み等の長期休みの場合は、どうなりますか。

(市川課長) 長期の休みの時も一部分やっていた時もありましたが、その時間が3, 4時間の利用しかできなかった。そのため夕方6時まで利用できるようにするという事です。

(教育長) 少し補足させてもらいますと、放課後子ども教室事業は、文科省所管の事業ですけれども、1日当たりの時間数や年間通しての利用日数などの縛りが結構厳しい。1日3, 4時間が利用上限であり、補助金をもらう関係でその利用時間を超えられない。浦ノ内の保護者の方から放課後子ども教室の利用時間ではまだ迎えに行くことが難しいといった声があがっていたため、浦ノ内地区において別事業(子どもの居場所づくり事業)でやってみようという話になった。放課後子ども教室事業は、夏休み等の長期休暇中の利用日数にも制限があったので、それについても利用日数を増やせるように、担当課で検討してもらっています。

(松岡委員) 今年度は、浦ノ内小学校のみで事業を開始するという事ですが、今後、他の学校に広げていく考えはありますか。

(教育長) 放課後児童クラブがある所は、元々、そこが受け皿になる。放課後児童クラブがない地域に対して拡大しようという考えなので、多くのニーズがあるかどうか次第になる。

(松岡委員) 利用の実績などをまた報告してもらいたい。

(市川課長) また、実績があがってきたら報告するようにしたいと思います。

議案第36号

(松岡委員) 学校統合の評価が入っていないと思いますが、動きがなかったのかと思われてしまいませんか。

(森光課長) 学校統合の取り組みについて6年度に取り組んだ学校統合準備委員会の開催や、交流事業について入れるようにします。

(徳久委員) 須崎市の教育委員会のホームページが以前はあったが、今は消えている。そのため、数年前に須崎市教育委員会のホームページを作って欲しいとお願いしてきた経過がある。教育委員会の組織のしくみや、子どものことで相談したい時にどこへアクセスしたら良いかなどが分からない。

(教育長) 私も須崎市教育委員会のホームページがあったら良いと思い、今年度の担当者に指示をしたところではありますが、まだ作成にまでは至っていません。

(森光課長) 担当者がホームページ作成に向けて調べていた経過もございますので、進捗状況を確認してみたいと思います。

(西村次長) 各学校でもホームページがあつたり、なかつたり、更新されていないなどの状況があり、昨年度統一したひな形を基に学校ホームページ作成をお願いしています。最終の詰めの確認はまだですが、何校かは作成できている学校もあります。須崎市教育委員会のホームページについては、各学校のホームページから教育委員会にリンクできるなどの対応も含め、やっていきたいと考えています。

議案第 39 号

(松岡委員) 次の改訂はいつでしょうか。この中には、令和 5 年度の数値が記載されていますが、改訂がだいぶ先ですと、数値が古いままになります。

(吉田所長) 須崎市いじめ防止基本方針の第 4 章その他留意事項に「市は、基本方針の策定から 3 年の経過を目途として、基本計画の見直しを検討する」となっていますので、3 年後ぐらいに見直し、必要であれば改訂することを考えています。

(尾崎委員) 5 年度の不登校の児童生徒は 37 人であったと記載がありますが、多かったのでしょうか。

(吉田所長) 国で集計する不登校の児童生徒の数は、30 日以上登校しなかった児童生徒の数になりますので、教育支援センターで集計した数値と相違があります。教育支援センターでの数値としては、54 名が不登校傾向で上がってきました。その中で教育支援センター利用届が 11 名のうち利用者が 8 名でした。

(前田推進監) 未確定ですが、国に提出した 6 年度の不登校児童生徒数は、小学校が 8 名、中学校が 2 2 名となっています。

(松岡委員) 須崎市いじめ問題対策連絡協議会や須崎市いじめ問題調査委員会などは、事案があつた時に委員を招集して開催をしているのですか。

(吉田所長) 須崎市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づいて作らなければならない。年 1 回いじめの現状などを報告して委員の皆さんに意見をいただくようになっています。須崎市いじめ問題専門委員会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に基づいています。この会は今回のように須崎市いじめの防止基本方針の見直し等の協議検討をする場となっています。いじめ問題が重大事案になった場合は、須崎市いじめ問題専門委員会臨時委員を置いて、調査・審議し、国が設置している調査アドバイザーに助言を受けることができるものとなっています。須崎市いじめ問題調査委員会については、いじめ防止対策推進法第 14 条の 3 項に基づき、教育委員会や学校の調査が適切でないと判断された場合には、市長が新たにいじめ問題と調査委員会を設置して、再調査を行うものです。各学校には、学校におけるいじめの防止等のための組織として、いじめ対策委員会があります。

(松岡委員) 実際にいじめ事案があつた時にこのような会を開催することがありましたか。

(吉田所長) 幸いにも大きいいじめ事案は無かつたため、教育委員会でいじめ問題の会の開催はありませんでした。各学校のいじめ対策委員会で検討したものが、いじめ件数として上がってきます。いじめの定義は相手が嫌だなど感じてしまった時点でいじめだと

認定しますので、各学校が早め早めに対応することで、大きないじめ事案につながらないように進めています。そのため、いじめの件数が上がってくることより、いじめが1件も上がってこないことのほうが問題であると思っています。

(西村次長) 平成 25 年にいじめの防止等のための基本方針が策定されて以降、専門委員会を開くなどのいじめの事案は0件でした。今回の須崎市いじめ防止基本方針が改訂されることで、各校のいじめ対策のマニュアルもリニューアルを図ることになっています。

(松岡委員) 須崎市いじめ問題対策連絡協議会の委員さんは2年で変わっているということですね。

(吉田所長) 須崎市いじめ問題対策連絡協議会の委員さんは現状、いない状態ですので、これを機に委嘱して、年1回は会を開催するようにしたいと思います。また他の自治体で重大事案が発生した時に委員さんが決まっていなくて速やかに会を開いて対応できなかったことが問題となっていましたので、この度の改訂のタイミングで平素から対応できる体制を整えていこうと思っています。

(西村次長) 次回の教育委員会で間に合えば、要綱と委員の人選一覧をお示しして教育委員会に諮りたいと思いますので、よろしくお願いします。

5 閉会

次回の定例委員会を令和7年6月27日(金)午後1時30分から開催することを確認し、閉会となる。